



令和3年

おおいた夏の事故ゼロ運動 実施要綱

おこさず あわず 事故ゼロ

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、夏季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくものです。

2 期間

令和3年7月12日（月）から令和3年7月21日（水）までの10日間



【一斉行動日】

7月12日（月） 早朝または夕刻における街頭啓発日

7月21日（水） 早朝または夕刻における街頭啓発日

※毎月20日に行っている街頭啓発は7月21日に実施します。また、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせる場合があります

3 運動の重点（裏面参照）

- 横断歩道でのマナーアップの推進
～ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を～
- 高齢者と子供の交通事故防止
- 自転車の安全利用の促進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



4 運動の実施要領（各機関・団体、市町村）

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段配慮すること。
- (5) 街頭啓発活動等を実施する際は、他者との間隔を空け、密接・密集となることを避けるとともに、マスクの着用や手指消毒を徹底するなど、感染症予防対策に配慮した取組を実施すること。

大分県交通安全推進協議会

1 横断歩道でのマナーアップの推進

～ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を～

【ドライバーは】

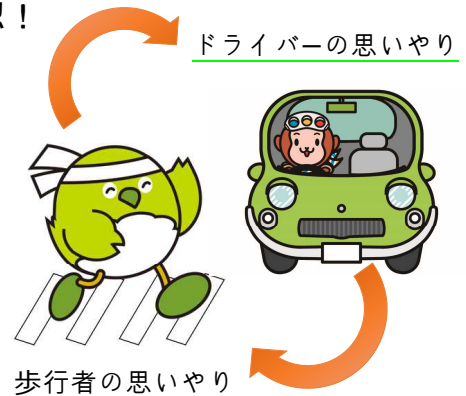
- 横断歩道を通行する際は、歩行者の有無を確認！
- 歩行者がいるときは、**必ず一時停止！**

★ 県内の信号のない横断歩道で歩行者がいる時、一時停止するドライバーの割合は15.7%と、全国平均（17.1%）を下回っています（R2年JAF調査）。

【歩行者は】

- 歩行者も交通ルールを守りましょう！
- 横断歩道を渡るときには、手を上げるなど、**横断の意思をドライバーに示しましょう**

★ 過去5年間に県内で発生した歩行者が亡くなった交通事故では、**歩行者の約7割（88人中58人）に違反**がありました。



2 高齢者と子供の交通事故防止

【高齢者（歩行者・ドライバー）は】

- 加齢に伴う身体能力の変化が運転や歩行に及ぼす影響（認知機能の低下、反射神経の鈍化等）について理解を深め、一層の安全運転に努めましょう

★ 昨年の死亡事故のうち、**6割以上**は高齢者が被害に遭った事故でした。

【ドライバーは】

- **通学路・教育関係施設・公園・病院付近**では、特に気をつけて運転しましょう



3 自転車の安全利用の促進

- 自転車安全利用五則を守りましょう
- 自転車条例（通称）が制定されました！
【全ての利用者は】
 - ・「ヘルメット・帽子など交通事故の被害を軽減する器具の使用」（努力義務）
 - ・「自転車保険・共済への加入」（義務）

【自転車通学生は】

- ・「ヘルメットの着用」（努力義務）

○自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外※
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

※「歩道通行可」の標識がある場合、児童・幼児（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、車道通行に支障がある障害者が通行する場合、交通の状況から歩道を通行することがやむを得ない場合等は自転車でも歩道通行が可能です。

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- **後部座席も**シートベルトを着用！
- 子供たちを守るため、**チャイルドシートは正しく着用！**

★ 大分県の後部座席のシートベルト着用率は、一般道で24.8%（全国平均40.3%、全国ワースト4位）、高速道路74.0%（全国平均74.1%）といずれも全国平均を下回っています（R2年JAF調査）



非着用時の致死率

一般道 **3倍以上** 高速道路 **約12倍！**

大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3060

※一斉行動日等の活動については、それぞれの加盟団体（交通安全協会各支部等）にお問合せ下さい